

平成 29 年度宮城県計画に関する 事後評価

平成 30 年 6 月
令和元年 7 月
令和 2 年 7 月
宮城県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

2. 目標の達成状況

※継続事業のみのため省略

3. 事業の実施状況

平成29年度宮城県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況を記載。

※令和元年度に実施した事業のみ掲載

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.10】在宅患者入院受入体制事業	【総事業費】 34,689 千円
事業の対象となる区域	仙南圏, 仙台圏, 大崎・栗原圏, 石巻・登米・気仙沼圏	
事業の実施主体	宮城県病院協会	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後増加が見込まれる在宅患者等に対して適切な医療サービスが供給できるよう、在宅患者入院受入体制事業を実施し、在宅医療に係る提供体制の強化が必要。	
	アウトカム指標： ・在宅死亡率：20.0% (H27)→22.4% (R1)	
事業の内容（当初計画）	在宅患者・介護施設入居者の急変時に速やかに対応するため、各地域において病院による輪番体制を構築する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・当番病院（日中）：12 病院 ・当番病院（夜間）：9 病院	
アウトプット指標（達成値）	・当番病院（日中）：12 病院 ・当番病院（夜間）：9 病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：なし ※現時点で最新のデータ ・在宅死亡率：20.0% (H27)→21.6% (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業により、在宅療養者の急変時対応体制が確保され、在宅医療にかかる提供体制が強化された。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	複数の医療機関で輪番体制を整備することにより、効率的な在宅療養者受入体制を確保することができた。
その他	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.43】看護師等養成所運営事業	【総事業費】 127,530 千円
事業の対象となる区域	仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏	
事業の実施主体	宮城県	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後増加する医療需要に対応するため，看護師等養成所運営事業を実施し，看護職員等の確保・養成が必要。	
	アウトカム指標： ・看護師数（人口 10 万対）：821.4 人（H28）→905.5 人（R1） ※参考（H28 全国平均）：905.5 人	
事業の内容（当初計画）	看護職員の安定確保を図るため，看護師免許等の受験資格を付与される養成所に対する運営費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・対象施設：10 施設	
アウトプット指標（達成値）	・対象施設：10 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： <u>記載不要</u>	
	<p>(1) 事業の有効性 看護職員業務従事者届による県内看護職員の従業者数は，平成 28 年末の 26,836 人から平成 30 年末の 27,458 人に増加（622 人増）。</p> <p>(2) 事業の効率性 看護師養成施設（養成所）の設置者，実習や講師派遣を行う医療機関等が連携して効率的に事業を運営しており，卒業後の看護師は県内外において地域医療に貢献している。</p>	
その他		